

No. 7.

(三) 會計ハ本同盟ノ金銭出納並ニ財産管理ニ関スル一切ノ事務ヲ處理シ其ノ責ニ任ズ。
 (四) 中央委員ハ執行委員長 書記長 會計ト共ニ連帶責任ヲ有スルモノトス。
 (五) 執行委員ハ中央委員会ニ於テ選任シ常時同盟ノ事務ヲ執行シテ四條ノ各部
 部長ニ任ズ但シ兼任ヲ妨ケズ。
 (六) 常任執行委員ハ大会ニ於テ選任シ常時部班ノ事務ヲ執行シテ五條ノ各
 産業別部ノ部門ヲ持ツ但シ兼任ハ絶体ニ許サズ。
 第六條 役員ハ大会カラ次期ノ大会ニ至ルマデ在任スル。

第六章 會計

第五條 本同盟ノ經費ハ本組合ノ事業ヨリ生ズル利益及同盟費ヲ以テ支弁ス。
 第六條 同盟費ハ同盟員一名ニ對シ左記職業別毎月末日迄ニ會計ハ納入スルモノトス
 但シ中央委員会ニ於テ緊急坐奪アリト認めタル時ハ臨時徴収スルコトヲ得

失業部 拾錢
 金屬部 拾五錢

No. 8.

交通部 拾五錢
 一般使用人部 拾五錢
 各種本部役員 五拾錢

第七條 本同盟ノ予算及決算ハ大会ノ承認ヲ得ル事ヲ要ス。
 第八條 會計ハ毎月四日迄ニ三月ノ決算ヲ各支部ニ報告スルヲ要ス。

第七章 入會及脱退

第九條 本則オニ條ニ該當スルモノハ本組合ニ入会スルコトヲ得 但シオニ該當セザル
 モノト雖モ中央委員ニ於テ特ニ認めラレタル場合ハ此ノ限ニアラズ。
 第十條 本同盟ニ入会セントスルモノハ本部若クハ支部ニ申出スヘシ。
 第十一條 本同盟ヲ脱退セントスルモノハ其ノ理由書ヲ附シ脱退届ヲ提出スル事ヲ要ス。
 第十二條 本同盟員ニシテ左ノ一ツニ該當スルモノハ中央委員会ノ決議ニ依リ除名スル
 事ヲ得。